

京都市公債規則の一部を改正する規則を公布する。

平成17年3月29日

京都市長 榊本 頼兼

京都市規則第81号

京都市公債規則の一部を改正する規則

京都市公債規則の一部を次のように改正する。

第7条第2項本文中「公示催告の手續」を「非訟事件手續法第142条本文に規定する公示催告手續」に、「除権判決」を「同法第148条第1項に規定する除権決定」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 民事関係手續の改善のための民事訴訟法等の一部を改正する法律（平成16年法律第152号。以下「改正法」という。）の施行前にされた改正法附則第2条の規定による廃止前の公示催告手續ニ関スル法律（以下「旧公示催告手續法」という。）の規定による除権判決又は改正法の施行後に改正法附則第6条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同項の公示催告手續においてされた旧公示催告手續法の規定による除権判決は、改正法第2条の規定による改正後の非訟事件手續法の規定による除権決定とみなす。

(理財局財務部主計課)